

県南広域振興局長告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北上川東部土地改良区（奥州市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成29年9月15日

県南広域振興局長 細川 倫史

理事

吉田 敬二 西磐井郡平泉町長島字滝の沢85番地5